

令和 3 年

富岡町議会会議録

第 6 回臨時会

11 月 29 日 開会・閉会

富岡町議会

令和3年第6回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 11月29日（月曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
開 会（午前 9時00分）	3
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○臨時会招集理由の説明	3
○議案第89号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例について	4
○議案第90号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	4
○議案第91号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4
○閉会の宣告	8
閉 会（午前 9時20分）	8

第 6 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和3年第6回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

令和3年11月29日(月)午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 臨時会招集理由の説明
日程第4 議案第89号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第90号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第91号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(10名)

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君

税務課長	志賀智秀君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	坂本隆広君
参事兼 都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君
生涯学習課長	佐藤邦春君
郡山支所長	斉藤一宏君
参事兼 いわき支所長	三瓶直人君
総務課課長補佐 兼秘書係長	松本真樹君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議事事務局局長	小林元一
議事事務局主任 兼庶務係長	杉本亜季
議事事務局 庶務係主任 査	黒木裕希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第6回富岡町議会臨時会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

2番 佐藤 教宏君

3番 佐藤 啓憲君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(高橋 実君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○臨時会招集理由の説明

○議長(高橋 実君) 次に、日程第3、臨時会招集理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長(山本育男君)登壇〕

○町長(山本育男君) 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

令和3年第6回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、招集の理由を申し上げます。本臨時会は、

本年8月の人事院勧告並びに福島県人事委員会勧告を踏まえた条例の一部改正として、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての計3件について提出するものであります。

本案件に関しましては、政府において人事院勧告制度を尊重しつつも、コロナ禍の異例の状況下での経済対策への取組や民間への影響など、国民の理解を得られる適正な結論を出すべく検討が行われ、去る11月24日に人事委員会を置いていない市町村においては都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等も参考に適切な対応を行うよう総務省より通知がありましたことから、本日議案を提出するものであります。

詳細については、議案審議の際にご説明申し上げますが、町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いいたします。

○議案第89号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第90号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第91号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4から日程第6までの議案審議に入りますが、皆様にお諮りいたします。

日程第4から日程第6までの議案について、関連がありますので、朗読及び提案理由については一括で、議案の内容説明、質疑、討論、採決については日程のとおり議案ごとにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第4、議案第89号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第5、議案第90号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について並びに日程第6、議案第91号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての朗読を総務課長補佐より求めます。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第89号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例について、議案第90号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第91号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本議案は、本年8月の人事院勧告並びに福島県人事委員会勧告に鑑み、町議会議員、町長等の特別職並びに職員の期末手当の支給割合の引下げを行うため、条例の一部を改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 次に、議案の内容説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、日程第4、議案第89号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） おはようございます。議案第89号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、民間における特別給の支給実態を踏まえ、また福島県人事委員会勧告を受け、行おうとする職員の期末手当支給割合の改正を鑑み、本町議会議員の期末手当の支給割合を0.15月分引き下げるものでございます。

議案第89号別紙資料、新旧対照表第1条関係を御覧ください。改正本文中、第1条では、条例第5条第2項において規定する期末手当の支給割合を本年の6月分の期末手当が既に支給済みであることから、100分の157.5から100分の142.5に改めるものでございます。

おめくりいただき、新旧対照表第2条関係を御覧ください。改正本文中、第2条では、令和4年度以降において6月期分、12月期分の期末手当の支給割合を均等とするために、条例第5条第2項に規定するその割合を100分の142.5から100分の150に改めるものでございます。

なお、附則において本条例は令和3年12月1日から施行するものとし、改正本文中第2条は令和4年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第89号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議案第90号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、民間における特別給の支給実態を踏まえ、また福島県人事委員会勧告を受け、行おうとする職員の期末手当支給割合の改正を鑑み、町長等の特別職の期末手当の支給割合を0.15月分引き下げる改定を行うものでございます。

議案第90号別紙資料、新旧対照表第1条関係を御覧ください。改正本文中、第1条では、条例第3条第2項において規定する期末手当の支給割合を本年の6月分の期末手当が既に支給済みであることから、現行の100分の157.5から100分の142.5に改めるものでございます。

おめくりいただき、新旧対照表第2条関係を御覧ください。改正本文中、第2条では、令和4年度以降において6月期分、12月期分の期末手当の支給割合を均等にするため、条例第3条第2項に規定される期末手当支給割合を100分の142.5から100分の150に改めるものでございます。

なお、附則において本条例は令和3年12月1日から施行するものとし、改正本文中第2条の規定は令和4年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議案第91号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、本年10月8日の福島県人事委員会勧告を受け、期末手当の支給割合を改正するものであり、公民格差に基づき支給月数を0.15月分引き下げるものでございます。

議案第91号別紙資料、新旧対照表第1条関係を御覧ください。改正本文中、第1条では、条例第21条第2項並びに第3項において規定する期末手当について、本年6月分の期末手当が既に支給済みであることから、本年12月に再任用職員以外の職員に支給する期末手当支給割合を現行の100分の126から100分の111に、本年12月に再任用職員に支給する期末手当の割合を現行の100分の68.5から100分の63.5にそれぞれ引き下げる改定を行うものでございます。

資料をおめくりいただき、新旧対照表第2条関係を御覧ください。改正本文中、第2条では、令和4年度以降において6月期分、12月期分の期末手当の支給割合を均等とするために、条例第21条第2項に規定する再任用職員以外の職員に支給する期末手当支給割合を100分の111から100分の118.5に、同条第3項に規定する再任用職員に支給する期末手当の割合を100分の63.5から100分の66にそれぞれ改めるものでございます。

なお、附則において本条例は令和3年12月1日から施行するものとし、ただし改正本文中第2条の規定は令和4年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第91号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本臨時会の日程は終了いたしました。

これにて令和3年第6回富岡町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前 9時20分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 佐 藤 教 宏

議 員 佐 藤 啓 憲